

令和3年7月

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和3年6月11日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0611第1号」(令和3年6月11日より適用)および令和3年6月30日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0630第3号」(令和3年7月1日より適用)にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)が改正されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 「検査実施料」の留意事項改正

令和3年6月11日より適用

点数区分	検査項目名	実施料	判断区分 判断料	備考
D015 血漿蛋白免疫学的検査				
18	TARC	184	免疫 144	※1

※1. 下線部が追加変更されました。

ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。

イ COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

No. 21-19

■ 「検査実施料」の新規収載

令和3年7月1日より適用

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D008 内分泌学的検査					
31	sFlt-1/PIGF 比	ECLIA 法	340 注 (170×2回分)	生化学(Ⅱ) 144	※2
D012 感染症免疫学的検査					
42	赤痢アメーバ抗原	酵素免疫測定法(定性)	223	免疫 144	※3

※2. ア 血清を検体とし、ECLIA 法により可溶性 fms 様チロシンキナーゼ 1(sFlt-1) 及び胎盤増殖因子 (PIGF) を測定し、sFlt-1/PIGF 比を算出した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン (PTH) の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。

イ 本検査は、妊娠 18 週から 36 週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか 1 つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき 1 回に限り算定できる。なお、リスク因子を 2 つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。

- (イ) 収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧 80mmHg 以上
- (ロ) 蛋白尿
- (ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見
- (ニ) 子宮内胎児発育遅延
- (ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見

ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を 2 つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき 2 回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 本検査の実施に際し、本区分の「31」副甲状腺ホルモン (PTH) の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する場合は、本区分の「注」に定める規定は適用しない。

※3. 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。

注. 実施料は以下を算定できる。

[D008]内分泌学的検査「31」副甲状腺ホルモン(PTH) 170 点×2回分 340 点

以上